

2021年度同志社大学大学院司法研究科

後期日程入学試験問題解説

行政法

【出題意図】

本問は、行政の内部規定（行政規則）である処分基準（行政手続法2条8号ハ）の法的性格、及び理由提示（行政手続法14条）に関する問題である。いずれも比較的最近の重要判例である最判平成27年3月3日民集69巻2号143頁、最判平成23年6月7日民集65巻4号2081頁を踏まえて、事例問題につき論理的に解答を導くことができるかを問っている。

【採点のポイント】

問（1）処分基準は、法令とは異なり法的拘束力がないことを認めた上で、上記平成27年最判の論理に従い、県の公安委員会は、公表されている処分基準には特段の事情がない限り従う必要があることを、信頼保護といった根拠を示して導くことができるかがポイントである。本問の事例にそくして本件指定処分が処分基準に従っているか否か、処分基準に従わない特段の事情の有無が検討できているかも、事例問題を解くという観点からは重視される。

問（2）処分の理由提示（理由付記）として求められる程度につき、上記平成23年最判を踏まえ、理由提示の趣旨から出発して場合により処分基準の適用関係まで記す必要があることを導くことができるかがポイントである。本問において処分基準に従わない理由が全く記されていないことを確認することも求められる。

【講評】

2つの問いは、いずれも行政法総論の主要論点に係る重要判例を踏まえて出題したものであり、それぞれの判例の論理を正確に理解していれば解答できる問題である。

一方では、判例の論理をある程度理解した上で、自分の頭で考えて事例問題を解いている優れた答案が少なからずみられ、主要論点、重要判例をしっかりと勉強していることが伝わった。

他方では、それなりに行政法総論を勉強していることがうかがえるものの、処分基準と政令を混同していたり、また、行政裁量など別の論点に係る問題と見誤って見当違いの検討を行っている答案も散見された。

全体としては比較的良い成績であったといえるが、うまく解答できなかった人は、行政法総論の事例問題においては、一体何が論点となっているかを見極めることが重要であるということを十分に意識して、行政法の学習を続けて欲しい。